

沖縄県後期高齢者医療広域連合告示14号

沖縄県後期高齢者医療短期被保険者証交付要綱を次のように定める。

平成20年12月25日

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 知 念 恒 男



後期高齢者医療短期被保険者証交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚労省令第129号)第20条第2項の規定に基づき、後期高齢者医療保険料(以下「保険料」という。)の納付相談及び納付指導の機会を確保することを通じて滞納している者の当該保険料の納付の促進を図ることを目的とし、有効期間を短縮した後期高齢者医療被保険者証(以下「短期被保険者証」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 短期被保険者証の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して短期被保険者証を交付することができる。

- (1) 保険料の滞納がある者
- (2) 納付相談又は納付指導に応じようとしなくて、滞納額が増加している者
- (3) 納付計画、分割納付等の約束を履行しない者

2 広域連合長は、前項の規定により短期被保険者証の交付を行うときは、実情を勘案のうえ行うものとする。

(有効期限)

第3条 短期被保険者証の有効期間は、原則2箇月とし、納付相談の結果、必要に応じ別の有効期限を定めることができるものとする。

(交付措置の解除)

第4条 短期被保険者証の交付を受けている者が次の各号のいずれかに該当したときは、短期被保険者証の交付措置を解除し、通常の被保険者証を交付するものとする。

- (1) 納付計画、分割納付を誠実に履行し完納が見込まれるとき。
- (2) その他広域連合長が特に必要と認めるとき。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。